

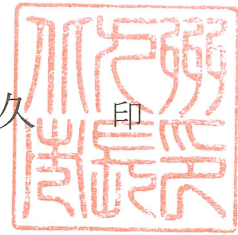
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所（所在地） 北九州市戸畑区銀座一丁目5番6号

氏 名 岸川商事 株式会社

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 岸川 吉隆

北九州市長 武 内 和 久



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第七条第一項 の許可を受けた者であることを証する

記

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 許可番号等 | 北九一廃 第 151 号 |
| 2 事業の範囲 | B類（粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くず、草木くずに限る） |
| 3 積 替 | 積替えを行わないこと |
| 4 事業の区域 | 北九州市内 |
| 5 許可期間 | 令和5年 6月 30日から
令和7年 6月 29日まで |
| 6 処理施設等 | 申請書のとおり |
| 7 許可の条件 | なし |

- この許可証について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、北九州市長に審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代表する者は北九州市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

遵 守 事 項

- 1 法、条例、規則及びその他関係法令等を遵守し、これを従業員に周知徹底すること。
- 2 許可証は、事務所の事務室等の見えやすい場所に掲示すること。
- 3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 4 従業員に身分証明書を発行し、業務中常時携帯させること。
また、従業員は業務に関し正当な理由に基づく要求があった場合は、その身分証明書を提示すること。
- 5 事業の用に供する施設等は常に清潔を保持し、悪臭、汚水等により周辺環境等に悪影響を及ぼさないようにすること。
- 6 廃棄物を市の処理施設に搬入する場合は、市の規則等を遵守し、関係職員等の指示に従うこと。
- 7 市外の一般廃棄物を、市又は処分業者の処理施設に搬入しないこと。
- 8 運搬車の運転席側扉の見えやすい位置に検査合格を証するシールを貼付すること。

変 更 届 出 事 項

受付年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	受付印
令和 5 年 7 月 5 日	代表取締役	岸川吉隆 → 新名 宗明	北九州市役所 05.7.05 第 64 号 受付
令和 年 月 日			
令和 年 月 日			